

添付書類（4）

大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業

基本契約書（案）

令和8年4月

大牟田市企業局

荒尾市企業局

目 次

| | |
|------------------------|---|
| 第1条（目的及び解釈） | 3 |
| 第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重） | 3 |
| 第3条（定義） | 3 |
| 第4条（事業日程） | 5 |
| 第5条（本業務の内容） | 5 |
| 第6条（特別目的会社の設立） | 6 |
| 第7条（財務書類等の提出） | 7 |
| 第8条（本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止） | 7 |
| 第9条（債務不履行等） | 7 |
| 第10条（秘密保持義務） | 8 |
| 第11条（準拠法及び管轄裁判所） | 8 |
| 第12条（定めのない事項） | 8 |

大牟田市及び荒尾市（以下「委託者」と総称する。）、並びに、代表企業●●、構成企業●●及び構成企業●●（以下、総称して「選定事業者グループ」という。）は、大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業（以下「本事業」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本基本契約」という。）する。

第1条（目的及び解釈）

本基本契約は、委託者及び受託者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本事項を定めることを目的とする。

第2条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

1. 受託者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。
2. 委託者は、本事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

第3条（定義）

本基本契約において使用する用語の意義は、本基本契約にて別途定義されている用語を除き、以下のとおりとする。

- (1) 「維持管理期間」とは、本基本契約第4条2号に定める期間をいう。
- (2) 「維持管理企業」とは、選定事業者グループである●をいう。
- (3) 「維持管理業務」とは、共同浄水場維持管理業務及び共同浄水場外施設維持管理業務を総称したものをいう。
- (4) 「業務委託契約」とは、委託者と本会社との間で締結される「大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業 業務委託契約書」をいう。
- (5) 「応急措置」とは、機器等異常発生時における現場駆けつけの際に実施する非常用ブザーの停止、手動による運転停止操作及び点検等、補修又は修繕までに必要となる措置をいう。
- (6) 「株主」とは、株式会社である本会社に出資した株主をいう。
- (7) 「既存事業者」とは、大牟田・荒尾共同浄水場施設等整備・運営事業における維持管理業務を受託した事業者をいう。
- (8) 「質問回答書」とは、本事業の参加手続きにおいて、本基本契約の案文、業務委託契約の案文、及び業務要求水準書等に関して委託者が行った質問回答をいう。ただし、令和7年11月7日付で公表された質問回答書（以下「令和7年11月7日付質問回答書」という。）を含むものとする。
- (9) 「受託者」とは、選定事業者グループと本会社を総称していう。
- (10) 「共同浄水場」とは、大牟田市及び荒尾市が共同して所有する浄水場で、①浄水施設、②排水処理施設、③送水施設、④薬品注入施設、⑤電気計装設備、⑥場内配管、⑦管理棟及び⑧

付帯施設から構成される施設をいう。

- (11) 「共同浄水場維持管理業務」とは、業務要求水準書の事業内容に定める「共同浄水場維持管理業務」をいう。
- (12) 「共同浄水場外施設」とは、業務要求水準書の事業内容に定める「上の原浄水場」、「荒尾市中央水源地」及び「大牟田市水道施設」をいう。
- (13) 「共同浄水場外施設維持管理業務」とは、業務要求水準書の事業内容に定める「共同浄水場外施設維持管理業務」をいう。
- (14) 「共同浄水場既存設備更新業務」とは、業務要求水準書の事業内容に定める「共同浄水場既存設備更新業務」をいう。
- (15) 「業務要求水準書」とは、令和8年4月付け「大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業 業務要求水準書」（変更が生じた場合は変更後のものを含む。）及びこれに係る質問回答書をいう。
- (16) 「業務要求水準書等」とは、委託者が本事業の参加手続において配布した実施方針、募集要項、業務要求水準書その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書）及び事業者提案をいう。
- (17) 「工事企業」とは、選定事業者グループである●をいう。
- (18) 「更新」とは、受託者が策定する長期更新計画に基づき、老朽化した機器を、適切な機能を有する新しい機器に入替を行うことをいう。
- (19) 「構成企業」とは、●、●、●を個別に又は総称していう。
- (20) 「工事実施計画書」とは、委託者の承諾に基づき各年度に実施される更新工事に関し、設計図書その他業務要求水準書に定める資料で構成される計画書をいう。
- (21) 「サービス対価」とは、業務委託契約に基づいて受託者が履行する本業務の対価をいう。
- (22) 「事業者提案」とは、選定事業者グループが本事業の参加手続において委託者に提出した事業提案資料（当該資料に付随関連する一切の資料又は説明を含む。）その他の本事業に関する提案をいう。
- (23) 「事業引継期間」とは、業務委託契約締結日の翌日から令和9年3月31日までの期間をいう。
- (24) 「実施方針」とは、令和7年7月10日付け「大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業 実施方針」（変更が生じた場合は変更後のものを含む。）及びこれに係る質問回答書をいう。
- (25) 「修繕」とは、劣化した部位、部材又は機器等の性能及び機能を新しい物に取り替えることにより、初期の状態又は支障のない状態まで回復させることをいう。なお、修繕には突発的な故障に伴う事後保全としての修繕と、事業計画段階で立案する修繕を含む。
- (26) 「設計企業」とは、選定事業者グループである●をいう。
- (27) 「設計業務」とは、業務要求水準書に定める更新工事に関する設計業務をいう。
- (28) 「設計図書」とは、基本設計図書、詳細設計図書及び本設計に伴って受託者が委託者に提出した一切の書類をいう。

- (29) 「代表企業」とは、●をいう。
- (30) 「長期修繕計画」とは、業務要求水準書に基づき受託者が作成する、共同浄水場の施設又は機器の修繕に関する計画をいう。
- (31) 「長期更新計画」とは、業務要求水準書に基づき受託者が作成する、共同浄水場の施設又は機器の更新に関する計画をいう。
- (32) 「点検」とは、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を確認することをいい、補修又はその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- (33) 「法令等」とは、法律・条令・命令・政令・省令・規則・規定、若しくは通達、ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁裁判所若しくはその他公的機関の定める一切の規定、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規定を含む。）をいう。
- (34) 「補修」とは、本施設について、部分的に劣化した部位、部材又は機器などの性能及び機能を実用上支障のない状態まで、事業者自らが回復させることをいう。
- (35) 「募集要項」とは、令和8年4月付け「大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業 募集要項」（変更が生じた場合は変更後のものを含む。）及びこれに係る質問回答書をいう。
- (36) 「本会社」とは、選定事業者グループの代表企業及び各構成企業が株主となって設立する株式会社である特定目的会社（SPC）をいう。
- (37) 「本事業」とは、大牟田・荒尾共同浄水場等第二期運営事業をいう。
- (38) 「本施設」とは、共同浄水場及び共同浄水場外施設をいう。
- (39) 「本業務」とは、共同浄水場維持管理業務、共同浄水場外施設維持管理業務及び共同浄水場既存設備更新業務をいう。

第4条（事業日程）

本事業の事業期間は、業務委託契約締結日の翌日から令和24年3月31日までとし、その内訳は以下のとおりとする。

- (1) 事業引継期間：業務委託契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (2) 維持管理期間：令和9年4月1日から令和24年3月31日まで

第5条（本業務の内容）

- 1. 本事業において受託者が行う本業務の内容は、以下のとおりである。
 - (1) 本施設の維持管理業務
 - (2) 共同浄水場既存設備更新業務
- 2. 本業務の実施において、受注者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負うものとし、その責任の範囲内において本業務を実施するものとする。
 - (1) 本施設の維持管理業務は本会社及び維持管理企業がこれを行う
 - (2) 共同浄水場既存設備更新業務のうち、長期更新計画策定及び更新工事に係る設計業務は本会社

及び設計企業が行い、更新工事は本会社及び工事企業が行う。

第6条（特別目的会社の設立）

1. 選定事業者グループは、本基本契約締結後速やかに、受託者の一員として、株式会社たる本会社を適法に設立する。
2. 選定事業者グループは、本会社設立後速やかに、本会社をして委託者との間で業務委託契約を締結させる。また、選定事業者グループは、本会社をして、本基本契約上の本会社に係る義務を遵守させる。
3. 株主は、本会社の設立及び維持管理に関して締結した株主間の契約が、次の各号に定める事項を含み、また、株主が各号に定める事項に反する書面による、又は口頭の合意を行っていないことをここに表明する。
 - (1) 本会社の本店所在地を福岡県大牟田市又は熊本県荒尾市とすること。
 - (2) 本会社の担当する業務は、本施設の維持管理業務の受託及び本基本契約において本会社が担当すべきとされるその他の業務のみとすること。
 - (3) 本会社の資本金を本施設の維持管理業務の開始前までに 10,000,000 円以上とし、本事業が終了するまでこれを維持すること。
 - (4) 代表企業の株式保有割合が、本会社の設立時から本事業が終了するまでの間を通じて 100 分の 50 を超えるものとすること。
 - (5) 本会社の設立後直ちに、株主は、業務委託契約上の委託者の本会社に対する一切の債権（業務履行請求権を含むがこれに限られない。以下「被担保債権」という。）を担保とするため、株主が所有し、本会社が発行する株式全部（以下「本件株式」という。）の上に、委託者のために第一順位の質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
 - (6) 本会社が株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、委託者の書面による事前の承認を得なければならないこと。
 - (7) 株主は、委託者の事前の書面による承諾なく、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を行使してはならないこと。
 - (8) 本件株式に関連して新株予約権の株主への付与又は株主による取得があった場合、本件株式に基づく新株引受権の株主への付与又は株主による取得若しくは新株の株主への割当があった場合その他これらに類似する権利の株主への付与又は株主による取得があった場合には、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利、若しくは本件株式に対する新株の割当なくして株主が取得した本件株式以外の本会社が発行した株式に、第（5）号に準じて質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
 - (9) 株主は、委託者の同意なくして本会社の株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利の譲渡、これらに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
 - (10) 株主は、本会社が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して本会社への追加出資又は劣後融資に応じること（なお、当該追加出資又は当該劣後融資の額を本会社への出資割合に応じて按分した額を各自負担する。）、その他委託者が適切と認める支

援措置を講ずることにより、本会社を倒産させないよう最大限努力をするものとし、本会社が業務委託契約上の債務を履行できるように、最大限の努力をすること。

(11) 本会社が業務委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること及び株主がこれに協力すること。

4. 株主は、各自の保有する議決権を行使して、第3項第(1)号から第(3)号に記載の内容に反して本会社の本店所在地、本会社の目的又は本会社の資本金額を変更させないものとする。
5. 本会社は、本基本契約締結後速やかに、委託者に対し定款の写しを提出するものとする。なお、その後定款を変更したときには、速やかに変更後の定款を委託者に対し提出するものとする。
6. 本会社は、本条第2項第(6)号記載の委託者の同意を得て、設立時の株主以外の者に対して第三者割当増資を行ったときは、新しく株主になった者の住所及び氏名又は商号を委託者に通知する
7. 株主は、第2項第(3)号から第(7)号に規定される義務を連帯して履行することを委託者に対し約束する。

第7条 (財務書類等の提出)

1. 本会社は、各事業年度最終日の3か月前までに、翌事業年度の事業計画を、別途本会社が定め委託者が承認する様式により、委託者に提出するものとする。委託者は、当該事業計画を確認し、疑義がある場合には、本会社に対し質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、委託者の質問に誠意をもって回答しなければならない。
2. 本会社は、本事業が終了するまでの間、経営の健全性及び透明性を確保するために、各事業年度最終日より3か月以内に、会社法(平成17年法律第86号)第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(本会社が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。)を委託者に提出しなければならない。委託者は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、本会社に対して質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、委託者の質問に誠意をもって回答しなければならない。
3. 本会社は、本事業が終了するまでの間、前項のほかに、株主をして、株主に関する経営状況及び会社法第435条第2項に定義する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書(株主が会計監査人設置会社であるか否かを問わず、公認会計士又は監査法人による監査済みのものに限る。)を、当該株主の毎事業年度最終日より3か月以内に、委託者に提出させなければならない。委託者は、上記書類及び報告を確認し、疑義がある場合には、本会社に対し質問等を行うことができるものとする。この場合、本会社は、委託者の質問に誠意をもって回答しなければならない。

第8条 (本基本契約上の権利義務の譲渡の禁止)

委託者及び選定事業者グループは、相手方の事前の承諾なく本基本契約上の権利義務につき、第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

第9条 (債務不履行等)

1. 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損

害を賠償しなければならない。

2. 本基本契約が解除された場合、委託者は、業務委託契約を解除することができるものとする。
3. 業務委託契約が解除された場合、委託者は、本基本契約を解除することができるものとする。

第10条（秘密保持義務）

1. 委託者及び選定事業者グループは、本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持し責任をもって管理し、本基本契約の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。
2. 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時に公知である情報
 - (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 相手方に対する開示の後に、委託者又は選定事業者グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により、公知となった情報
 - (4) 委託者及び受託者が、本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、委託者及び受託者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
 - (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
 - (2) 法令等（大牟田市情報公開条例（平成15年条例第37号。その後の改正を含む。）又は荒尾市情報公開条例（平成13年条例第17号。その後の改正を含む。）を含む。）に従い開示が要求される場合
 - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
 - (4) 委託者又は選定事業者グループと守秘義務契約を締結したアドバイザーに開示する場合

第11条（準拠法及び管轄裁判所）

本基本契約は、日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本契約に関する紛争は、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第12条（定めのない事項）

本基本契約に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本基本契約に関し疑義が生じた場合は、その都度、委託者及び選定事業者グループが協議して定めるものとする。

（以下余白）

本基本契約の成立を証するため、本書 [] 通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(委託者)

大牟田市企業管理者

荒尾市企業管理者

(代表企業)

[住 所]

[氏 名]

(設計企業)

[住 所]

[氏 名]

(工事企業)

[住 所]

[氏 名]

(維持管理企業)

[住 所]

[氏 名]